

新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例施行規則（令和2年規則第29号）新旧対照表

改正後	現行																																																	
<p>(都市施設)</p> <p>第3条 条例第2条第2号の新宿区規則で定める施設は、別表第1の第1欄に掲げる区分に応じ、同表の都市施設の欄に掲げるとおりとする。</p> <p>(整備基準等)</p> <p>第4条 条例第2条第4号の規則で定める事項は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ同表の都市施設の欄に掲げるとおりとし、条例第8条第1項の規則で定める事項は、同表の左欄に掲げる区分に応じ同表の特定都市施設の欄に掲げるとおりとする。</p>	<p>(都市施設)</p> <p>第3条 条例第2条第2号の新宿区規則で定める施設は、別表第1の第1欄に掲げる区分に応じ、同表の都市施設の欄に掲げるとおりとする。</p> <p>(整備基準等)</p> <p>第4条 条例第2条第4号の規則で定める事項は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ同表の都市施設の欄に掲げるとおりとし、条例第8条第1項の規則で定める事項は、同表の左欄に掲げる区分に応じ同表の特定都市施設の欄に掲げるとおりとする。</p>	<p>(都市施設)</p> <p>第3条 条例第2条第2号の新宿区規則で定める施設は、別表第1の第1欄に掲げる区分に応じ、同表の都市施設の欄に掲げるとおりとする。</p> <p>(整備基準等)</p> <p>第4条 条例第2条第4号の規則で定める事項は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ同表の都市施設の欄に掲げるとおりとし、条例第8条第1項の規則で定める事項は、同表の左欄に掲げる区分に応じ同表の特定都市施設の欄に掲げるとおりとする。</p>																																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>都市施設</th> <th>特定都市施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建築物（共同住宅等を除く。）</td><td>別表第2に定める事項</td><td>別表第4に定める事項 (用途及び規模に応じ、区長が別に定める事項を除く。)</td></tr> <tr> <td>建築物（共同住宅等に限る。）</td><td>別表第3に定める事項</td><td>別表第5に定める事項</td></tr> <tr> <td>小規模建築物</td><td>別表第2に定める事項</td><td>別表第6に定める事項</td></tr> <tr> <td>道路</td><td>別表第7に定める事項</td><td>別表第7に定める事項</td></tr> <tr> <td>公園</td><td>別表第8に定める事項</td><td>別表第8に定める事項</td></tr> <tr> <td>公共交通施設</td><td>別表第9に定める事項</td><td>別表第9に定める事項</td></tr> <tr> <td>路外駐車場</td><td>別表第10に定める事項</td><td>別表第10に定める事項</td></tr> </tbody> </table>	区分	都市施設	特定都市施設	建築物（共同住宅等を除く。）	別表第2に定める事項	別表第4に定める事項 (用途及び規模に応じ、区長が別に定める事項を除く。)	建築物（共同住宅等に限る。）	別表第3に定める事項	別表第5に定める事項	小規模建築物	別表第2に定める事項	別表第6に定める事項	道路	別表第7に定める事項	別表第7に定める事項	公園	別表第8に定める事項	別表第8に定める事項	公共交通施設	別表第9に定める事項	別表第9に定める事項	路外駐車場	別表第10に定める事項	別表第10に定める事項	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>都市施設</th> <th>特定都市施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建築物（共同住宅等を除く。）</td><td>別表第2に定める事項</td><td>別表第4に定める事項 (用途及び規模に応じ、区長が別に定める事項を除く。)</td></tr> <tr> <td>建築物（共同住宅等に限る。）</td><td>別表第3に定める事項</td><td>別表第5に定める事項</td></tr> <tr> <td>小規模建築物</td><td>別表第2に定める事項</td><td>別表第6に定める事項</td></tr> <tr> <td>道路</td><td>別表第7に定める事項</td><td>別表第7に定める事項</td></tr> <tr> <td>公園</td><td>別表第8に定める事項</td><td>別表第8に定める事項</td></tr> <tr> <td>公共交通施設</td><td>別表第9に定める事項</td><td>別表第9に定める事項</td></tr> <tr> <td>路外駐車場</td><td>別表第10に定める事項</td><td>別表第10に定める事項</td></tr> </tbody> </table>	区分	都市施設	特定都市施設	建築物（共同住宅等を除く。）	別表第2に定める事項	別表第4に定める事項 (用途及び規模に応じ、区長が別に定める事項を除く。)	建築物（共同住宅等に限る。）	別表第3に定める事項	別表第5に定める事項	小規模建築物	別表第2に定める事項	別表第6に定める事項	道路	別表第7に定める事項	別表第7に定める事項	公園	別表第8に定める事項	別表第8に定める事項	公共交通施設	別表第9に定める事項	別表第9に定める事項	路外駐車場	別表第10に定める事項	別表第10に定める事項	
区分	都市施設	特定都市施設																																																
建築物（共同住宅等を除く。）	別表第2に定める事項	別表第4に定める事項 (用途及び規模に応じ、区長が別に定める事項を除く。)																																																
建築物（共同住宅等に限る。）	別表第3に定める事項	別表第5に定める事項																																																
小規模建築物	別表第2に定める事項	別表第6に定める事項																																																
道路	別表第7に定める事項	別表第7に定める事項																																																
公園	別表第8に定める事項	別表第8に定める事項																																																
公共交通施設	別表第9に定める事項	別表第9に定める事項																																																
路外駐車場	別表第10に定める事項	別表第10に定める事項																																																
区分	都市施設	特定都市施設																																																
建築物（共同住宅等を除く。）	別表第2に定める事項	別表第4に定める事項 (用途及び規模に応じ、区長が別に定める事項を除く。)																																																
建築物（共同住宅等に限る。）	別表第3に定める事項	別表第5に定める事項																																																
小規模建築物	別表第2に定める事項	別表第6に定める事項																																																
道路	別表第7に定める事項	別表第7に定める事項																																																
公園	別表第8に定める事項	別表第8に定める事項																																																
公共交通施設	別表第9に定める事項	別表第9に定める事項																																																
路外駐車場	別表第10に定める事項	別表第10に定める事項																																																
<p>2 整備基準は、別表第1の1 建築物の項及び2 小規模建築物の項に定める都市施設にあっては不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する部分について適用し、その他の都市施設にあっては不特定かつ多数の者が利用する部分について適用する。</p> <p>3 条例第8条第1項に規定する遵守基準（以下「遵守基準」という。）は、別表第1の1 建築物の項及び2 小規模建築物の項に定める特定都市施設（同条第1項に規定する特定都市施設をいう。以下同じ。）の改修（同条第1項に規定する改修をいう。第11条第4項第2号及び別表</p>	<p>2 整備基準は、別表第1の1 建築物の項及び2 小規模建築物の項に定める都市施設にあっては不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する部分について適用し、その他の都市施設にあっては不特定かつ多数の者が利用する部分について適用する。</p> <p>3 条例第8条第1項に規定する遵守基準（以下「遵守基準」という。）は、別表第1の1 建築物の項及び2 小規模建築物の項に定める特定都市施設（同条第1項に規定する特定都市施設をいう。以下同じ。）の改修（同条第1項に規定する改修をいう。第11条第4項第2号及び別表</p>																																																	

第1を除き、以下同じ。) をする場合にあっては、次に掲げる部分 (第2号、第4号又は第6号の経路が2以上ある場合にあっては、いずれか1の経路に係る部分) について適用する。

- (1) 当該改修に係る部分
- (2) 道又は公園、広場その他の空地（以下「道等」という。）から次に掲げる施設（前号に掲げる部分に設けるものに限る。）までの経路 (アに掲げる施設が観覧席又は客席である場合にあっては、当該観覧席又は客席の出入口と車椅子の転回に支障がないことその他の車椅子を使用する者（以下「車椅子使用者」という。）が円滑に利用することができるものとして、別表第4の11の項(1)イに掲げる基準に適合する場所（以下「車椅子使用者用部分」という。）との間の経路（以下「車椅子使用者用経路」という。）を含む。) を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路
 - ア 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する居室（以下「利用居室」という。）
 - イ 共同住宅等の各住戸
 - ウ ホテル又は旅館（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項第4号に規定する営業及び旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第3項に規定する簡易宿所営業の用に供する施設を除く。別表第2の10の項第3号及び別表第4の10の項第3号オの規定により読み替えて適用する同号アにおいて同じ。）における車椅子使用者が円滑に利用することができる客室（以下「車椅子使用者用客室」という。）以外の各客室（以下「一般客室」という。）
- (3) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所 (以下「不特定多数利用便所」という。)
- (4) 第1号に掲げる部分に設ける利用居室（設けないときは、道等）から車椅子使用者が円滑に利用することができる便房（以下「車椅子使用者用便房」という。）（前号に掲げる部分に設けるものに限る。）までの経路 (当該利用居室が観覧席又は客席である場合にあっては、

第1を除き、以下同じ。) をする場合にあっては、次に掲げる部分について適用する。

- (1) 当該改修に係る部分
- (2) 道又は公園、広場その他の空地（以下「道等」という。）から次に掲げる施設（前号に掲げる部分に設けるものに限る。）までの1以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路
 - ア 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する居室（以下「利用居室」という。）
 - イ 共同住宅等の各住戸
 - ウ ホテル又は旅館（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項第4号に規定する営業及び旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第3項に規定する簡易宿所営業の用に供する施設を除く。別表第2の10の項第3号及び別表第4の10の項第3号オの規定により読み替えて適用する同号アにおいて同じ。）における車椅子を使用する者（以下「車椅子使用者」という。）が円滑に利用することができる客室（以下「車椅子使用者用客室」という。）以外の各客室（以下「一般客室」という。）
- (3) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所
- (4) 第1号に掲げる部分に設ける利用居室（設けないときは、道等）から車椅子使用者が円滑に利用することができる便房（以下「車椅子使用者用便房」という。）（前号に掲げる部分に設けるものに限る。）までの1以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベ

車椅子使用者用経路を含む。）を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路

- (5) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場 （以下「不特定多数利用駐車場」という。）
- (6) 車椅子使用者が円滑に利用することができる駐車施設（別表第10を除き、以下「車椅子使用者用駐車施設」という。）（前号に掲げる部分に設けるものに限る。）から次に掲げる施設（第1号に掲げる部分に設けるものに限る。）までの経路 （当該利用居室が観覧席又は客席である場合にあっては、車椅子使用者用経路を含む。）を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路

ア 利用居室（設けないときは、道等）

イ 一般客室

4 別表第1の1 建築物の項及び2 小規模建築物の項に定める都市施設のうち、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第2条第19号に規定する特別特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条第1号に規定する公立小学校等を除く。）その他これに類する施設以外の施設に係る前項第2号ア、第3号及び第5号並びに別表第4及び別表第6の規定の適用については、これらの規定中「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」とあるのは、「多数の者が利用する」とする。

5 別表第2から別表第10までの規定にかかわらず、条例第7条第1項に規定する措置と同等以上の措置が講じられていると区長が認める場合又は地形若しくは敷地の形状、建築物の構造その他やむを得ない事情により整備基準による整備が困難であると区長が認める場合は、これらの規定を適用しないことができる。

（書類等の提出部数等）

第17条 略

2 前項第1号から第3号まで及び第5号から第7号までに掲げる書類に

ーターその他の昇降機及び敷地内の通路

- (5) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場
- (6) 車椅子使用者が円滑に利用することができる駐車施設（別表第10を除き、以下「車椅子使用者用駐車施設」という。）（前号に掲げる部分に設けるものに限る。）から次に掲げる施設（第1号に掲げる部分に設けるものに限る。）までの1以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路

ア 利用居室（設けないときは、道等）

イ 一般客室

4 別表第1の1 建築物の項及び2 小規模建築物の項に定める都市施設のうち、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第2条第19号に規定する特別特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条第1号に定める公立小学校等を除く。）その他これに類する施設以外の施設に係る前項第2号ア、第3号及び第5号並びに別表第4及び別表第6の規定の適用については、これらの規定中「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」とあるのは、「多数の者が利用する」とする。

5 別表第2から別表第10までの規定にかかわらず、条例第7条第1項に規定する措置と同等以上の措置が講じられていると区長が認める場合又は地形若しくは敷地の形状、建築物の構造その他やむを得ない事情により整備基準による整備が困難であると区長が認める場合は、これらの規定を適用しないことができる。

（書類等の提出部数等）

第17条 略

2 前項第1号から第3号まで及び第5号から第7号までに掲げる書類に

は、次に掲げる書類及び図書（同項第5号に掲げる書類にあっては、第2号に掲げる図書）のうち、当該特定都市施設の区分に応じ該当するものを添付しなければならない。

- (1) 別表第1の3 道路の項に定める特定都市施設を除き、第14号様式から第21号様式までによる特定都市施設整備項目表
- (2) 略

別表第2 建築物（共同住宅等を除く。）及び小規模建築物に関する整備基準（都市施設）（第4条関係）**別記1のとおり**

別表第3 建築物（共同住宅等に限る。）に関する整備基準（都市施設）（第4条関係）**別記2のとおり**

別表第4 建築物（共同住宅等を除く。）に関する遵守基準（特定都市施設）（第4条関係）**別記3のとおり**

別表第5 建築物（共同住宅等に限る。）に関する遵守基準（特定都市施設）（第4条関係）**別記4のとおり**

別表第8 公園に関する整備基準等（第4条関係）**別記5のとおり**

別表第9 公共交通施設に関する整備基準等（第4条関係）**別記6のとおり**

第14号様式（第17条関係）**別紙のとおり**

第15号様式（第17条関係）**別紙のとおり**

第17号様式（第17条関係）**別紙のとおり**

第18号様式（第17条関係）**別紙のとおり**

は、次に掲げる書類及び図書（同項第5号に掲げる書類にあっては、第2号に掲げる図書）のうち、当該特定都市施設の区分に応じ該当するものを添付しなければならない。

- (1) 別表第1の3 道路の項に定める特定都市施設を除き、第14号様式から第21号様式までによる特定都市施設整備項目表
- (2) 略

別表第2 建築物（共同住宅等を除く。）及び小規模建築物に関する整備基準（都市施設）（第4条関係）**別記1のとおり**

別表第3 建築物（共同住宅等に限る。）に関する整備基準（都市施設）（第4条関係）**別記2のとおり**

別表第4 建築物（共同住宅等を除く。）に関する遵守基準（特定都市施設）（第4条関係）**別記3のとおり**

別表第5 建築物（共同住宅等に限る。）に関する遵守基準（特定都市施設）（第4条関係）**別記4のとおり**

別表第8 公園に関する整備基準等（第4条関係）**別記5のとおり**

別表第9 公共交通施設に関する整備基準等（第4条関係）**別記6のとおり**

第14号様式（第17条関係）**別紙のとおり**

第15号様式（第17条関係）**別紙のとおり**

第17号様式（第17条関係）**別紙のとおり**

第18号様式（第17条関係）**別紙のとおり**

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和8年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）から起算して30日を経過する日までに新設又は改修の工事に着手した新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例（令和2年新宿区条例第13号。以下「条例」という。）第2条第2号に規定する都市施設に該当するものに係る条例第12条第1項に規定する整備基準適合証の交付については、当該施設の完成の日から起算して60日以内に同項の規定による交付の請求があった場合には、この規則による改正後の新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例施行規則の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。
- 3 条例第16条第2項の規定による勧告において勘案する条例第2条第4号に規定する整備基準（以下「整備基準」という。）は、施行日前に条例第9条第2項に規定する事前協議又は条例第10条第1項本文若しくは第2項の規定による届出があった条例第8条第1項に規定する特定都市施設については、この規則による改正前の新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例施行規則に定める整備基準とする。

【別記1】

別表第2 建築物（共同住宅等を除く。）及び小規模建築物に関する整備基準（都市施設）（第4条関係）

新		現行	
整備項目	整備基準	整備項目	整備基準
1 移動等円滑化経路等	<p>(1) 次のアからエまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれアからエまでに定める経路のうち1以上（エに掲げる場合にあっては、その全て）は、高齢者、障害者等が円滑に利用することができる経路（別表第10を除き、以下「移動等円滑化経路等」という。）にしなければならない。</p> <p>ア 建築物に、不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する居室等（以下「利用居室等」という。）を設ける場合 道等から当該利用居室等までの経路（当該利用居室等が観覧席又は客席である場合にあっては、車椅子使用者用経路を含む。）</p> <p>イ 建築物又はその敷地に車椅子使用者用便房（車椅子使用者用客室に設けられるものを除く。）を設ける場合 利用居室等（設けないときは、道等。ウにおいて同じ。）から当該車椅子使用者用便房までの経路（当該利用居室等が観覧席又は客席である場合にあっては、車椅子使用者用経路を含む。）</p> <p>ウ 建築物又はその敷地に車椅子使用者用駐車施設を設ける場合 当該車椅子使用者用駐車施設から利用居室等までの経路（当該利用居室等が観覧席又は客席である場合にあっては、車椅子使用者用経路を含む。）</p> <p>エ 建築物が公共用歩廊である場合 その一方の側の道等から当該公共用歩廊を通過し、その他方の側の道等までの経路（当該公共用歩廊又はその敷地に設ける部分に限る。）</p> <p>(2) 移動等円滑化経路等上に、階段又は段を設けないこと。ただし、傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合は、この限りでない。</p>	<p>1 移動等円滑化経路等</p> <p>(1) 次のアからエまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれアからエまでに定める経路のうち1以上（エに掲げる場合にあっては、その全て）は、高齢者、障害者等が円滑に利用することができる経路（別表第10を除き、以下「移動等円滑化経路等」という。）にしなければならない。</p> <p>ア 建築物に、不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する居室等（以下「利用居室等」という。）を設ける場合 道等から当該利用居室等までの経路</p> <p>イ 建築物又はその敷地に<u>8の項(2)アに掲げる構造の</u>車椅子使用者用便房（車椅子使用者用客室に設けられるものを除く。）を設ける場合 利用居室等（設けないときは、道等。ウにおいて同じ。）から当該車椅子使用者用便房までの経路</p> <p>ウ 建築物又はその敷地に車椅子使用者用駐車施設を設ける場合 当該車椅子使用者用駐車施設から利用居室等までの経路</p> <p>エ 建築物が公共用歩廊である場合 その一方の側の道等から当該公共用歩廊を通過し、その他方の側の道等までの経路（当該公共用歩廊又はその敷地に設ける部分に限る。）</p> <p>(2) 移動等円滑化経路等上に、階段又は段を設けないこと。ただし、傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合は、この限りでない。</p>	

<p>8 便所</p> <p>(1) 不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所は、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>ア 不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所の数は、これらの者が利用する階（次に掲げる階を除く。）の階数に相当する数以上を設けるものでなければならない。</p> <p>(ア) 直接地上へ通ずる出入口がある階であって、不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を1以上設ける施設が同一敷地内の当該出入口に近接する位置にあるもの</p> <p>(イ) 不特定若しくは多数の者又は高齢者、障害者等が利用する部分の床面積が著しく小さい階、不特定若しくは多数の者又は高齢者、障害者等の滞在時間が短い階その他の建築物の管理運営上不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設けないことがやむを得ないと認められる階</p> <p>イ 不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所の配置基準は、特定の階に偏ることなく設けることその他の不特定若しくは多数の者又は高齢者、障害者等が利用する上で支障がない位置に設けることとする。</p> <p>ウ 不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所の床の表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>(2) (1)に規定する便所を設ける場合には、当該便所のうち1以上に、車椅子使用者用便房を1以上（当該車椅子使用者用便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれ1以上）設けなければならない。</p> <p>(3) (1)の規定により(1)に規定する便所を設ける階（以下この項に</p>	<p>8 便所</p> <p>(1) 不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、床の表面を粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>(2) (1)に規定する便所のうち1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）は、次に掲げるものとすること。</p>
---	--

おいて「便所設置階」という。）においては、当該便所のうち1以上（アに規定する場合にあっては、アに定める数以上）に、車椅子使用者用便房を1以上（当該車椅子使用者用便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれ1以上）設けなければならない。ただし、車椅子使用者が車椅子使用者用便房を利用する上で支障がないものとしてイに規定する場合に該当するときは、この限りでない。

ア 当該階の床面積が1万平方メートルを超える場合にあっては、次の（ア）又は（イ）に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ（ア）又は（イ）に定める数。ただし、当該数が便所設置階に設ける(1)に規定する便所（車椅子使用者用便房のみを設けるものを除く。）の数を超える場合にあっては、当該便所の数とする。

（ア） 便所設置階の床面積が1万平方メートルを超え、4万平方メートル以下の場合 2

（イ） 便所設置階の床面積が4万平方メートルを超える場合
当該床面積に相当する数に2万分の1を乗じて得た数（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）

イ 車椅子使用者が車椅子使用者用便房を利用する上で支障がない場合は、次のいずれかに該当する場合とする。

（ア） 便所設置階が直接地上へ通ずる出入口がある階であり、かつ、車椅子使用者用便房を1以上（当該車椅子使用者用便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれ1以上）設ける施設が同一敷地内の当該出入口に近接する位置にある場合

（イ） 便所設置階の(1)に規定する便所に設けるべき車椅子使用者用便房の全部又は一部を、当該便所設置階以外の便所設置階の(1)に規定する便所に設ける場合

（ウ） 次の i 又は ii に掲げる便所設置階の区分に応じ、それ

それ i 又は ii に定める場合

i 男子用の(1)に規定する便所のみを設ける便所設置階

当該(1)に規定する便所のうち1以上（当該便所設置階の床面積が1万平方メートルを超える場合にあっては、ア

（ア）又は（イ）に掲げる場合の区分に応じ、それぞれア（ア）又は（イ）に定める数以上）に、男子用の車椅子使用者用便房を1以上設ける場合

ii 女子用の(1)に規定する便所のみを設ける便所設置階

当該(1)に規定する便所のうち1以上（当該便所設置階の床面積が1万平方メートルを超える場合にあっては、ア

（ア）又は（イ）に掲げる場合の区分に応じ、それぞれア（ア）又は（イ）に定める数以上）に、女子用の車椅子使用者用便房を1以上設ける場合

(エ) 床面積が1,000平方メートル未満の便所設置階を有する建築物に、床面積が1,000平方メートル未満の階の床面積の合計に1,000分の1を乗じて得た数（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた数）（1,000平方メートル未満の便所設置階（車椅子使用者用便房のみを設ける(1)に規定する便所のみを設けるものを除く。）の階数に相当する数を超える場合にあっては、当該階数に相当する数）に(3)本文の規定により床面積が1,000平方メートル以上の便所設置階に設けるべき車椅子使用者用便房の数を加えた数（イ（ア）に規定する施設がイ（ア）に規定する位置にある場合にあっては、当該数から当該施設に設ける車椅子使用者用便房（当該車椅子使用者用便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれの車椅子使用者用便房）の数を差し引いた数）以上の車椅子使用者用便房（当該車椅子使用者用便房（男子用の(1)に規定する便所及び女子用の(1)に規定する便所を設ける階に設けるものに限る。）に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあ

っては、それぞれの車椅子使用者用便房)を設ける場合

ウ 車椅子使用者用便房は、次に掲げる構造のものとする。

- (ア) 腰掛便座、手すり等が適切に配置されていること。
- (イ) 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。
- (ウ) 一般用の便所に近接し、分かりやすく利用しやすい位置に設けること。
- (エ) 車椅子使用者用便房及び便所の出入口には、当該車椅子使用者用便房の設備及び機能を表示すること。

(4) (2)及び(3)に定めるもののほか、(1)の規定により設ける(1)に規定する便所のうち1以上には、高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便房を1以上（当該便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれ1以上）設けなければならない。

(5) (2)から(4)までに定めるもののほか、(1)の規定により設ける(1)に規定する便所のうち1以上には、ベビーチェアその他の乳幼児を座らせることができる設備を設けた便房を1以上（当該便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれ1以上）設け、当該便房及び便所の出入口には、その旨の表示を行わなければならない。

(6) (2)から(5)までに定めるもののほか、(1)の規定により設ける(1)に規定する便所のうち1以上（当該便所に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれ1以上）には、ベビーベッドその他の乳幼児のおむつ交換をすることができる設備を設け、当該便所の出入口には、その旨の表示を行わなければならない（他におむつ交換をすることができる場所を設ける場合を除く。）。

(7) (2)から(6)までに定めるもののほか、(1)の規定により設ける(1)に規定する便所のうち1以上（当該便所に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれ1以上）は、次に掲げ

ア 次に掲げる構造の車椅子使用者用便房を1以上設けること。

- (ア) 腰掛便座、手すり等が適切に配置されていること。
- (イ) 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。
- (ウ) 一般用の便所に近接し、分かりやすく利用しやすい位置に設けること。
- (エ) 車椅子使用者用便房及び便所の出入口には、当該車椅子使用者用便房の設備及び機能を表示すること。

イ 高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便房を1以上設けること。

ウ ベビーチェアその他の乳幼児を座らせることができる設備を設けた便房を1以上設け、当該便房及び便所の出入口には、その旨の表示を行うこと。

エ ベビーベッドその他の乳幼児のおむつ交換をすることができる設備を設け、当該便所の出入口には、その旨の表示を行うこと（他におむつ交換をすることができる場所を設ける場合を除く。）。

(3) 不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する一般用の便所を設ける場合には、そのうち1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以

	<p>る構造としなければならない。</p> <p>ア 床面には、段差を設けないこと。</p> <p>イ 大便器は、1以上を腰掛式とすること。</p> <p>ウ 腰掛式とした大便器の1以上に手すりを設けること。</p> <p>(8) (2)から(7)までに定めるもののほか、(1)の規定により設ける(1)に規定する便所であって、男子用小便器を設けるもののうち1以上には、床置式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器を1以上設け、当該小便器に手すりを設けなければならない。</p> <p>(9) 介助用ベッドその他の着替えをすることができる設備を設け、当該便所の出入口には、その旨の表示を行うこと。</p>	<p>上) は、次に掲げる構造とすること。</p> <p>ア 床面には、段差を設けないこと。</p> <p>イ 大便器は、1以上を腰掛式とすること。</p> <p>ウ 腰掛式とした大便器の1以上に手すりを設けること。</p> <p>(4) 不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する小便器がある便所を設ける場合には、そのうち1以上に、床置式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器を1以上設け、当該小便器に手すりを設けなければならない。</p> <p>(5) 大型ベッドその他の着替えをすることができる設備を設け、当該便所の出入口には、その旨の表示を行うこと。</p>
11 観 覧 席・ 客席	<p>不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する観覧席又は客席は、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>(1) 車椅子の転回に支障がないことその他の車椅子使用者が円滑に利用することができるものとしてアに定める数以上のイに定める基準に適合する場所を設けなければならない。</p> <p>ア 車椅子使用者が円滑に利用することができる場所の数は、次の（ア）から（ウ）までに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ（ア）から（ウ）までに定めるものとする。</p> <p>(ア) 当該観覧席又は客席に設ける座席の数が100以下の場合 2</p> <p>(イ) 当該観覧席又は客席に設ける座席の数が100を超えて、200以下の場合 当該座席の数に50分の1を乗じて得た数（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）</p> <p>(ウ) 当該観覧席又は客席に設ける座席の数が200を超える場合 当該座席の数に100分の1を乗じて得た数（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた</p>	<p>不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する観覧席又は客席を設ける場合には、次に掲げる構造とすること。</p> <p>(1) 車椅子使用者のための観覧席又は客席を、出入口から容易に到達することができ、かつ、サイトラインに配慮した位置に、当該観覧席又は客席の全席数が200席以下の場合は当該席数に50分の1を乗じて得た数（1未満の端数が生じたときは、これを切り上げて得た数）以上、当該観覧席又は客席の全席数が200席を超える場合は当該席数に100分の1を乗じて得た数（1未満の端数が生じたときは、これを切り上げて得た数）に2を加えた数以上設けること。</p>

	<p>数) に2を加えた数</p> <p>イ 車椅子使用者が円滑に利用することができる場所の基準は、次に掲げるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 幅は、90センチメートル以上とすること。 (イ) 奥行きは、135センチメートル以上とすること。 (ウ) 床は、平らとすること。 (エ) 車椅子使用者のサイトラインに配慮した位置に設けること。 (オ) 同伴者用の座席又はスペースを車椅子使用者が円滑に利用することができる場所に隣接して設けること。 <p>(2) 車椅子使用者が円滑に利用することができる場所は、観覧席又は客席に設ける座席の数が200を超える場合には、2か所以上に分散して設けなければならない。</p> <p>(3) 集団補聴設備その他の高齢者、障害者等の利用に配慮した設備を設けること。</p>		
13 駐車場	<p>(1) 不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場には、当該駐車場に設ける駐車施設の数（当該駐車場を2以上設ける場合にあっては、当該駐車場に設ける駐車施設の総数）に50分の1を乗じて得た数（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）以上の車椅子使用者用駐車施設を設けなければならない。ただし、車椅子使用者が当該駐車場を利用する上で支障がないものとして次に掲げる場合に該当するときは、この限りでない。</p> <p>ア 不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場が昇降機その他の機械装置により自動車を駐車させる構造のものであり、かつ、その出入口の部分に車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所が1以上設けられている場合</p> <p>イ アに規定する駐車場及びアに規定する駐車場以外の不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場を設ける場合であって、次に掲げる基準に適合する場合</p>		<p>(2) 集団補聴設備その他の高齢者、障害者等の利用に配慮した設備を設けること。</p> <p>13 駐車場</p> <p>(1) 不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場を設ける場合には、当該駐車場の全駐車台数が200以下の場合は当該駐車台数に50分の1を乗じて得た数（1未満の端数が生じたときは、これを切り上げて得た数）以上、当該駐車場の全駐車台数が200を超える場合は当該駐車台数に100分の1を乗じて得た数（1未満の端数が生じたときは、これを切り上げて得た数）に2を加えた数以上の車椅子使用者用駐車施設を設けなければならない。</p>

- (ア) 当該アに規定する駐車場の出入口の部分に車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所が1以上設けられていること。
- (イ) 当該アに規定する駐車場に設ける駐車施設の数（当該アに規定する駐車場を2以上設ける場合にあっては、当該アに規定する駐車場に設ける駐車施設の総数。以下この項において同じ。）及び当該アに規定する駐車場以外の不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場に設ける車椅子使用者用駐車施設の数（当該駐車場を2以上設ける場合にあっては、当該駐車場に設ける車椅子使用者用駐車施設の総数）の合計数が、当該アに規定する駐車場に設ける駐車施設の数及び当該アに規定する駐車場以外の不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場に設ける駐車施設の数（当該駐車場を2以上設ける場合にあっては、当該駐車場に設ける駐車施設の総数）の合計数に50分の1を乗じて得た数（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）以上であること。
- (2) 車椅子使用者用駐車施設は、次に掲げるものでなければならない。
- ア 幅は、350センチメートル以上とすること。
- イ 当該車椅子使用者用駐車施設から利用居室等（設けないとときは、道等。（3）において同じ。）までの経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること。
- (3) 不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場に車椅子使用者用駐車施設を設ける場合には、当該車椅子使用者用駐車施設又はその付近に、当該車椅子使用者用駐車施設から利用居室等までの経路についての誘導表示を設けなければならない。

- (2) 車椅子使用者用駐車施設は、次に掲げるものでなければならない。
- ア 幅は、350センチメートル以上とすること。
- イ 当該車椅子使用者用駐車施設から利用居室等（設けないとときは、道等。（3）において同じ。）までの経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること。
- (3) 不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場に車椅子使用者用駐車施設を設ける場合には、当該車椅子使用者用駐車施設又はその付近に、当該車椅子使用者用駐車施設から利用居室等までの経路についての誘導表示を設けなければならない。

【別記2】

別表第3 建築物（共同住宅等に限る。）に関する整備基準（都市施設）

新		現行	
整備項目	整備基準	整備項目	整備基準
1 特定経路等	<p>(1) 共同住宅等においては、道等から各住戸までの経路のうち1以上及び各住戸から車椅子使用者用駐車施設までの経路のうち1以上を、多数の者が円滑に利用することができる経路（以下この表において「特定経路等」という。）にしなければならない。</p> <p>(2) 共同住宅等に、利用居室等、車椅子使用者用便房又は車椅子使用者用駐車施設を設ける場合においては、別表第2のうち移動等円滑化経路等に係る規定を準用する。この場合において、当該準用された特定経路等又はその一部については、この表の規定は適用しない。</p> <p>(3) 特定経路等上には、階段又は段を設けないこと。ただし、傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合は、この限りでない。</p>	<p>(1) 共同住宅等においては、道等から各住戸までの経路のうち1以上及び各住戸から車椅子使用者用駐車施設までの経路のうち1以上を、多数の者が円滑に利用することができる経路（以下この表において「特定経路等」という。）にしなければならない。</p> <p>(2) 共同住宅等に、利用居室等、8の項(2)アに掲げる構造の車椅子使用者用便房又は車椅子使用者用駐車施設を設ける場合においては、別表第2のうち移動等円滑化経路等に係る規定を準用する。この場合において、当該準用された特定経路等又はその一部については、この表の規定は適用しない。</p> <p>(3) 特定経路等上には、階段又は段を設けないこと。ただし、傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合は、この限りでない。</p>	<p>(1) 共同住宅等においては、道等から各住戸までの経路のうち1以上及び各住戸から車椅子使用者用駐車施設までの経路のうち1以上を、多数の者が円滑に利用することができる経路（以下この表において「特定経路等」という。）にしなければならない。</p> <p>(2) 共同住宅等に、利用居室等、8の項(2)アに掲げる構造の車椅子使用者用便房又は車椅子使用者用駐車施設を設ける場合においては、別表第2のうち移動等円滑化経路等に係る規定を準用する。この場合において、当該準用された特定経路等又はその一部については、この表の規定は適用しない。</p> <p>(3) 特定経路等上には、階段又は段を設けないこと。ただし、傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合は、この限りでない。</p>
8 便所	<p>(1) 多数の者が利用する便所は、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>ア 多数の者が利用する便所の数は、多数の者が利用する階（次に掲げる階を除く。）の階数に相当する数以上を設けるものでなければならない。</p> <p>（ア） 直接地上へ通ずる出入口がある階であって、多数の者が利用する便所を1以上設ける施設が同一敷地内の当該出入口に近接する位置にあるもの</p> <p>（イ） 多数の者が利用する部分の床面積が著しく小さい階、多数の者の滞在時間が短い階その他の建築物の管理運営上多数の者が利用する便所を設けないことがやむを得ないと認められる階</p>	<p>(1) 多数の者が利用する便所を設ける場合には、床の表面を粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p>	

イ 多数の者が利用する便所の配置基準は、特定の階に偏ることなく設けることその他の多数の者が利用する上で支障がない位置に設けることとする。

ウ 多数の者が利用する便所の床の表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。

(2) 多数の者が利用する便所を設ける場合には、当該便所のうち1以上に、車椅子使用者用便房を1以上（当該車椅子使用者用便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれ1以上）設けなければならない。

(3) (1)の規定により多数の者が利用する便所を設ける階（以下この項において「便所設置階」という。）においては、当該便所のうち1以上（アに規定する場合にあっては、アに定める数以上）に、車椅子使用者用便房を1以上（当該車椅子使用者用便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれ1以上）設けなければならない。ただし、車椅子使用者が車椅子使用者用便房を利用する上で支障がないものとしてイに規定する場合に該当するときは、この限りでない。

ア 当該階の床面積が1万平方メートルを超える場合にあっては、次の（ア）又は（イ）に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ（ア）又は（イ）に定める数。ただし、当該数が便所設置階に設ける多数の者が利用する便所（車椅子使用者用便房のみを設けるものを除く。）の数を超える場合にあっては、当該多数の者が利用する便所の数とする。

（ア） 便所設置階の床面積が1万平方メートルを超え、4万平方メートル以下の場合 2

（イ） 便所設置階の床面積が4万平方メートルを超える場合 当該床面積に相当する数に2万分の1を乗じて得た数（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）

イ 車椅子使用者が車椅子使用者用便房を利用する上で支障が

(2) (1)に規定する便所のうち1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）は、次に掲げるものとすること。

ない場合は、次のいずれかに該当する場合とする。

- (ア) 便所設置階が直接地上へ通ずる出入口がある階であり、かつ、車椅子使用者用便房を1以上（当該車椅子使用者用便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれ1以上）設ける施設が同一敷地内の当該出入口に近接する位置にある場合
- (イ) 便所設置階の多数の者が利用する便所に設けるべき車椅子使用者用便房の全部又は一部を、当該便所設置階以外の便所設置階の多数の者が利用する便所に設ける場合
- (ウ) 次の i 又は ii に掲げる便所設置階の区分に応じ、それぞれ i 又は ii に定める場合
 - i 男子用の多数の者が利用する便所のみを設ける便所設置階 当該多数の者が利用する便所のうち1以上（当該便所設置階の床面積が1万平方メートルを超える場合にあっては、ア（ア）又は（イ）に掲げる場合の区分に応じ、それぞれア（ア）又は（イ）に定める数以上）に、男子用の車椅子使用者用便房を1以上設ける場合
 - ii 女子用の多数の者が利用する便所のみを設ける便所設置階 当該多数の者が利用する便所のうち1以上（当該便所設置階の床面積が1万平方メートルを超える場合にあっては、ア（ア）又は（イ）に掲げる場合の区分に応じ、それぞれア（ア）又は（イ）に定める数以上）に、女子用の車椅子使用者用便房を1以上設ける場合
- (エ) 床面積が1,000平方メートル未満の便所設置階を有する建築物に、床面積が1,000平方メートル未満の階の床面積の合計に1,000分の1を乗じて得た数（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた数）

(1,000平方メートル未満の便所設置階（車椅子使用者用便房のみを設ける多数の者が利用する便所のみを設けるものを除く。）の階数に相当する数を超える場合にあっては、当該階数に相当する数)に(3)本文の規定により床面積が1,000平方メートル以上の便所設置階に設けるべき車椅子使用者用便房の数を加えた数（イ（ア）に規定する施設がイ（ア）に規定する位置にある場合にあっては、当該数から当該施設に設ける車椅子使用者用便房（当該車椅子使用者用便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれの車椅子使用者用便房（当該車椅子使用者用便房（男子用の多数の者が利用する便所及び女子用の多数の者が利用する便所を設ける階に設けるものに限る。）に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれの車椅子使用者用便房）を設ける場合

ウ 車椅子使用者用便房は、次に掲げる構造のものとする。

- (ア) 腰掛便座、手すり等が適切に配置されていること。
- (イ) 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。
- (ウ) 一般用の便所に近接し、分かりやすく利用しやすい位置に設けること。
- (エ) 車椅子使用者用便房及び便所の出入口には、当該車椅子使用者用便房の設備及び機能を表示すること。

(4) (2)及び(3)に定めるもののほか、(1)の規定により設ける多数の者が利用する便所のうち1以上には、高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便房を1以上（当該便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれ1以上）設けなければならない。

(5) (2)から(4)までに定めるもののほか、(1)の規定により設ける多

ア 次に掲げる構造の車椅子使用者用便房を1以上設けること。

- (ア) 腰掛便座、手すり等が適切に配置されていること。
- (イ) 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。
- (ウ) 一般用の便所に近接し、分かりやすく利用しやすい位置に設けること。
- (エ) 車椅子使用者用便房及び便所の出入口には、当該車椅子使用者用便房の設備及び機能を表示すること。

イ 高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便房を1以上設けること。

(3) 多数の者が利用する一般用の便所を設ける場合には、そのう

	<p>数の者が利用する便所のうち1以上（当該便所に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれ1以上）は、次に掲げる構造としなければならない。</p> <p>ア 床面には、段差を設けないこと。</p> <p>イ 大便器は、1以上を腰掛式とすること。</p> <p>ウ 腰掛式とした大便器の1以上に手すりを設けること。</p> <p>(6) (2)から(5)までに定めるもののほか、(1)の規定により設ける多数の者が利用する便所であって、男子用小便器を設けるもののうち1以上には、床置式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器を1以上設け、当該小便器に手すりを設けなければならない。</p> <p>(7) 介助用ベッドその他の着替えをすることができる設備を設け、当該便所の出入口には、その旨の表示を行うこと。</p>	<p>ち1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）は、次に掲げる構造とすること。</p> <p>ア 床面には、段差を設けないこと。</p> <p>イ 大便器は、1以上を腰掛式とすること。</p> <p>ウ 腰掛式とした大便器の1以上に手すりを設けること。</p> <p>(4) 多数の者が利用する小便器がある便所を設ける場合には、そのうち1以上に、床置式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器を1以上設け、当該小便器に手すりを設けなければならない。</p> <p>(5) 大型ベッドその他の着替えをすることができる設備を設け、当該便所の出入口には、その旨の表示を行うこと。</p>
11 駐車場	<p>(1) 多数の者が利用する駐車場には、次のア又はイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数以上の車椅子使用者用駐車施設を設けなければならない。</p> <p>ア 当該駐車場に設ける駐車施設の数（当該駐車場を2以上設ける場合にあっては、当該駐車場に設ける駐車施設の総数。イにおいて同じ。）が200以下の場合 当該駐車施設の数に50分の1を乗じて得た数（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）</p> <p>イ 当該駐車場に設ける駐車施設の数が200を超える場合 当該駐車施設の数に100分の1を乗じて得た数（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）に2を加えた数</p> <p>(2) (1)の規定は、車椅子使用者が駐車場を利用する上で支障がないものとして次に掲げる場合に該当するときは、適用しない。</p> <p>ア 多数の者が利用する駐車場が昇降機その他の機械装置により自動車を駐車させる構造のもの（以下「多数利用機械式駐</p>	<p>11 駐車場</p> <p>(1) 多数の者が利用する駐車場を設ける場合には、そのうち1以上に、車椅子使用者用駐車施設を1以上設けなければならない。</p>

車場」という。)であり、かつ、その出入口の部分に車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所が1以上設けられている場合

イ 多数利用機械式駐車場及び当該多数利用機械式駐車場以外の多数の者が利用する駐車場を設ける場合であって、次に掲げる基準に適合する場合

(ア) 当該多数利用機械式駐車場の出入口の部分に車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所が1以上設けられていること。

(イ) 当該多数利用機械式駐車場に設ける駐車施設の数(当該多数利用機械式駐車場を2以上設ける場合にあっては、当該多数利用機械式駐車場に設ける駐車施設の総数)及び当該多数の者が利用する駐車場に設ける車椅子使用者用駐車施設の数(当該多数の者が利用する駐車場を2以上設ける場合にあっては、当該多数の者が利用する駐車場に設ける車椅子使用者用駐車施設の総数)の合計数が(1)ア又はイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ(1)ア又はイに定める数以上であること。

ウ 改修を行う場合であって、次の(ア)又は(イ)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ(ア)又は(イ)に定める数以上の車椅子使用者用駐車施設を多数の者が利用する駐車場に設ける場合

(ア) 当該改修に係る部分に多数の者が利用する駐車場を設ける場合 次のⅰ又はⅱに掲げる場合の区分に応じ、それぞれⅰ又はⅱに定める数

ⅰ 当該改修に係る部分に設ける多数の者が利用する駐車場に設ける駐車施設の数(当該改修に係る部分に多数の者が利用する駐車場を2以上設ける場合にあっては、当該多数の者が利用する駐車場に設ける駐車施設の総数。以下この項において同じ。)が200以下の場合 当該駐車施

- 設の数に50分の1を乗じて得た数（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）
- ii 当該改修に係る部分に設ける多数の者が利用する駐車場に設ける駐車施設の数が200を超える場合 当該駐車施設の数に100分の1を乗じて得た数（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）に2を加えた数
- (イ) 当該改修に係る部分に多数の者が利用する駐車場を設けない場合 1
- (3) 車椅子使用者用駐車施設は、次に掲げるものでなければならない。
- ア 幅は、350センチメートル以上とすること。
- イ 当該車椅子使用者用駐車施設から**多数の者が利用する居室等**（以下「**多数利用居室等**」という。）（設けないときは、道等。**(4)**において同じ。）までの経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること。
- (4) 多数の者が利用する駐車場に車椅子使用者用駐車施設を設ける場合には、当該車椅子使用者用駐車施設又はその付近に、当該車椅子使用者用駐車施設から**多数利用居室等**までの経路についての誘導表示を設けなければならない。

- (2) 車椅子使用者用駐車施設は、次に掲げるものでなければならない。
- ア 幅は、350センチメートル以上とすること。
- イ 当該車椅子使用者用駐車施設から**利用居室等**（設けないときは、道等。**(3)**において同じ。）までの経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること。
- (3) 多数の者が利用する駐車場に車椅子使用者用駐車施設を設ける場合には、当該車椅子使用者用駐車施設又はその付近に、当該車椅子使用者用駐車施設から**利用居室等**までの経路についての誘導表示を設けなければならない。

【別記3】

別表第4 建築物（共同住宅等を除く。）に関する遵守基準（特定都市施設）（第4条関係）

新		現行	
整備項目	遵守基準	整備項目	遵守基準
1 移動等円滑化経路等	<p>(1) 次のアからエまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれアからエまでに定める経路のうち1以上（エに掲げる場合にあっては、その全て）は、移動等円滑化経路等にしなければならない。</p> <p>ア 建築物に利用居室を設ける場合 道等から当該利用居室までの経路（当該利用居室が観覧席又は客席である場合にあっては、車椅子使用者用経路を含み、幼稚園、保育所及び母子生活支援施設並びに理髪店、クリーニング取次店、質屋及び貸衣装屋その他これらに類するサービス業を営む店舗については、直接地上へ通ずる出入口がある階（以下「地上階」という。）又はその直上階若しくは直下階のみに利用居室を設ける場合にあっては、当該地上階とその直上階又は直下階との間の上下の移動に係る部分を除く。）</p> <p>イ 建築物又はその敷地に車椅子使用者用便房（車椅子使用者用客室に設けるものを除く。）を設ける場合 利用居室（設けないときは、道等。ウにおいて同じ。）から当該車椅子使用者用便房までの経路（当該利用居室が観覧席又は客席である場合にあっては、車椅子使用者用経路を含む。）</p> <p>ウ 建築物又はその敷地に車椅子使用者用駐車施設を設ける場合 当該車椅子使用者用駐車施設から利用居室までの経路（当該利用居室が観覧席又は客席である場合にあっては、車椅子使用者用経路を含む。）</p> <p>エ 建築物が公用歩廊である場合 その一方の側の道等から当該公用歩廊を通過し、その他方の側の道等までの経路</p>	<p>1 移動等円滑化経路等</p> <p>(1) 次のアからエまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれアからエまでに定める経路のうち1以上（エに掲げる場合にあっては、その全て）は、移動等円滑化経路等にしなければならない。</p> <p>ア 建築物に利用居室を設ける場合 道等から当該利用居室までの経路（幼稚園、保育所及び母子生活支援施設並びに理髪店、クリーニング取次店、質屋及び貸衣装屋その他これらに類するサービス業を営む店舗については、直接地上へ通ずる出入口がある階（以下「地上階」という。）又はその直上階若しくは直下階のみに利用居室を設ける場合にあっては、当該地上階とその直上階又は直下階との間の上下の移動に係る部分を除く。）</p> <p>イ 建築物又はその敷地に車椅子使用者用便房（車椅子使用者用客室に設けるものを除く。）を設ける場合 利用居室（設けないときは、道等。ウにおいて同じ。）から当該車椅子使用者用便房までの経路</p> <p>ウ 建築物又はその敷地に車椅子使用者用駐車施設を設ける場合 当該車椅子使用者用駐車施設から利用居室までの経路</p> <p>エ 建築物が公用歩廊である場合 その一方の側の道等から当該公用歩廊を通過し、その他方の側の道等までの経路</p>	

	(当該公用歩廊又はその敷地に設ける部分に限る。) (2) 移動等円滑化経路等上に階段又は段を設けないこと。ただし、傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合は、この限りでない。		(当該公用歩廊又はその敷地に設ける部分に限る。) (2) 移動等円滑化経路等上に階段又は段を設けないこと。ただし、傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合は、この限りでない。
8 便所	<p>(1) 不特定多数利用便所は、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>ア 不特定多数利用便所の数は、不特定かつ多数の者又は高齢者、障害者等が利用する階（次に掲げる階を除く。）の階数に相当する数以上を設けるものでなければならない。</p> <p>（ア） 直接地上へ通ずる出入口がある階であって、不特定多数利用便所を1以上設ける施設が同一敷地内の当該出入口に近接する位置にあるもの</p> <p>（イ） 不特定かつ多数の者又は高齢者、障害者等（別表第1の1 建築物の項及び2 小規模建築物の項に定める都市施設のうち、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第2条第19号に規定する特別特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第5条第1号に規定する公立小学校等を除く。）その他これに類する施設でない施設にあっては、多数の者）（以下「不特定多数の者等」という。）が利用する部分の床面積が著しく小さい階、不特定多数の者等の滞在時間が短い階その他の建築物の管理運営上不特定多数利用便所を設けないことがやむを得ないと認められる階</p> <p>イ 不特定多数利用便所の配置基準は、特定の階に偏ることなく設けることその他の不特定多数の者等が利用する上で支障がない位置に設けることとする。</p> <p>ウ 不特定多数利用便所の床の表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>（2） 不特定多数利用便所を設ける場合には、当該不特定多数利用便所のうち1以上に、車椅子使用者用便所を1以上（当該車椅子</p>	8 便所	<p>(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、床の表面を粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>（2） (1)に規定する便所のうち1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）は、次に掲げるものとするこ</p>

使用者用便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれ1以上) 設けなければならない。

(3) (1)の規定により不特定多数利用便所を設ける階（以下この項において「便所設置階」という。）においては、当該不特定多数利用便所のうち1以上（アに規定する場合にあっては、アに定める数以上）に、車椅子使用者用便房を1以上（当該車椅子使用者用便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれ1以上）設けなければならない。ただし、車椅子使用者が車椅子使用者用便房を利用する上で支障がないものとしてイに規定する場合に該当するときは、この限りでない。

ア 当該階の床面積が1万平方メートルを超える場合にあっては、次の（ア）又は（イ）に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ（ア）又は（イ）に定める数。ただし、当該数が便所設置階に設ける不特定多数利用便所（車椅子使用者用便房のみを設けるものを除く。）の数を超える場合にあっては、当該不特定多数利用便所の数とする。

（ア） 便所設置階の床面積が1万平方メートルを超え、4万平方メートル以下の場合 2

（イ） 便所設置階の床面積が4万平方メートルを超える場合
当該床面積に相当する数に2万分の1を乗じて得た数（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）

イ 車椅子使用者が車椅子使用者用便房を利用する上で支障がない場合は、次のいずれかに該当する場合とする。

（ア） 便所設置階が直接地上へ通ずる出入口がある階であり、かつ、車椅子使用者用便房を1以上（当該車椅子使用者用便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれ1以上）設ける施設が同一敷地内の当該出入口に近接する位置にある場合

（イ） 便所設置階の不特定多数利用便所に設けるべき車椅子

と。

使用者用便房の全部又は一部を、当該便所設置階以外の便所設置階の不特定多数利用便所に設ける場合

(ウ) 次の i 又は ii に掲げる便所設置階の区分に応じ、それぞれ i 又は ii に定める場合

i 男子用の不特定多数利用便所のみを設ける便所設置階
当該不特定多数利用便所のうち1以上（当該便所設置階の床面積が1万平方メートルを超える場合にあっては、ア（ア）又は（イ）に掲げる場合の区分に応じ、それぞれア（ア）又は（イ）に定める数以上）に、男子用の車椅子使用者用便房を1以上設ける場合

ii 女子用の不特定多数利用便所のみを設ける便所設置階
当該不特定多数利用便所のうち1以上（当該便所設置階の床面積が1万平方メートルを超える場合にあっては、ア（ア）又は（イ）に掲げる場合の区分に応じ、それぞれア（ア）又は（イ）に定める数以上）に、女子用の車椅子使用者用便房を1以上設ける場合

(エ) 床面積が1,000平方メートル未満の便所設置階を有する建築物に、床面積が1,000平方メートル未満の階の床面積の合計に1,000分の1を乗じて得た数（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた数）（1,000平方メートル未満の便所設置階（車椅子使用者用便房のみを設ける不特定多数利用便所のみを設けるものを除く。）の階数に相当する数を超える場合にあっては、当該階数に相当する数）に(3)本文の規定により床面積が1,000平方メートル以上の便所設置階に設けるべき車椅子使用者用便房の数をえた数（イ（ア）に規定する施設がイ（ア）に規定する位置にある場合にあっては、当該数から当該施設に設ける車椅子使用者用便房（当該車椅子使用者用便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれの車椅子使用者用便房）の数を差し引いた数）以上の車椅子

使用者用便房（当該車椅子使用者用便房（男子用の不特定多数利用便所及び女子用の不特定多数利用便所を設ける際に設けるものに限る。）に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれの車椅子使用者用便房）を設ける場合

ウ 車椅子使用者用便房は、次に掲げる構造のものとする。

(ア) 腰掛便座、手すり等が適切に配置されていること。

(イ) 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。

(4) (2)及び(3)に定めるもののほか、(1)の規定により設ける不特定多数利用便所のうち1以上には、高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便房を1以上（当該便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれ1以上）設けなければならない。

(5) (2)から(4)までに定めるもののほか、(1)の規定により設ける不特定多数利用便所のうち1以上には、ベビーチェアその他の乳幼児を座らせることができる設備を設けた便房を1以上（当該便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれ1以上）設け、当該便房及び不特定多数利用便所の出入口には、その旨の表示を行わなければならない。

(6) (2)から(5)までに定めるもののほか、(1)の規定により設ける不特定多数利用便所のうち1以上（当該不特定多数利用便所に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれ1以上）には、ベビーベッドその他の乳幼児のおむつ交換をすることができる設備を設け、当該不特定多数利用便所の出入口には、その旨の表示を行わなければならない（他におむつ交換をすることができる場所を設ける場合を除く。）。

(7) (2)から(6)までに定めるもののほか、(1)の規定により設ける不特定多数利用便所であって、男子用小便器を設けるもののうち1以上には、床置式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さ

ア 次に掲げる構造の車椅子使用者用便房を1以上設けること。

(ア) 腰掛便座、手すり等が適切に配置されていること。

(イ) 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。

イ 高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便房を1以上設けること。

ウ ベビーチェアその他の乳幼児を座らせることができる設備を設けた便房を1以上設け、当該便房及び便所の出入口には、その旨の表示を行うこと。

エ ベビーベッドその他の乳幼児のおむつ交換をすることができる設備を設け、当該便所の出入口には、その旨の表示を行うこと（他におむつ交換をすることができる場所を設ける場合を除く。）。

(3) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する小便器がある便所を設ける場合には、そのうち1以上に、床置式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが35

	が35センチメートル以下のものに限る。) その他これらに類する小便器を1以上設けなければならない。		センチメートル以下のものに限る。) その他これらに類する小便器を1以上設けなければならない。
11 観 覧 席・ 客席	<p>不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する観覧席又は客席は、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>(1) アに定める数以上のイに定める基準に適合する車椅子使用者用部分を設けなければならない。</p> <p>ア 車椅子使用者用部分の数は、次の（ア）又は（イ）に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ（ア）又は（イ）に定めるものとする。</p> <p>(ア) 当該観覧席又は客席に設ける座席の数が400以下の場合 2</p> <p>(イ) 当該観覧席又は客席に設ける座席の数が400を超える場合 当該座席の数に200分の1を乗じて得た数（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）</p> <p>イ 車椅子使用者用部分の基準は、次に掲げるものとする。</p> <p>(ア) 幅は、90センチメートル以上とすること。</p> <p>(イ) 奥行きは、135センチメートル以上とすること。</p> <p>(ウ) 床は、平らとすること。</p> <p>(エ) 車椅子使用者のサイトラインに配慮した位置に設けること。</p> <p>(2) 集団補聴設備その他の高齢者、障害者等の利用に配慮した設備を設けること。</p>	<p>不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する観覧席又は客席を設ける場合は、次に掲げる構造とすること。</p> <p>(1) 車椅子使用者のための観覧席又は客席を、出入口から容易に到達することができ、かつ、サイトラインに配慮した位置に設けること。</p> <p>(2) 集団補聴設備その他の高齢者、障害者等の利用に配慮した設備を設けること。</p>	<p>不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場を設ける場合には、そのうち1以上に車椅子使用者用駐車施設を1以上設けなければならない。</p>
13 駐 車場	<p>(1) 不特定多数利用駐車場には、次のア又はイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数以上の車椅子使用者用駐車施設を設けなければならない。</p> <p>ア 当該不特定多数利用駐車場に設ける駐車施設の数（当該不特定多数利用駐車場を2以上設ける場合にあっては、当該不特定多数利用駐車場に設ける駐車施設の総数。イにおいて同</p>		

じ。) が200以下の場合 当該駐車施設の数に50分の1を乗じて得た数 (その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数)

イ 当該不特定多数利用駐車場に設ける駐車施設の数が200を超える場合 当該駐車施設の数に100分の1を乗じて得た数 (その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数) に2を加えた数

(2) (1)の規定は、車椅子使用者が駐車場を利用する上で支障がないものとして次に掲げる場合に該当するときは、適用しない。

ア 不特定多数利用駐車場が昇降機その他の機械装置により自動車を駐車させる構造のもの（以下「不特定多数利用機械式駐車場」という。）であり、かつ、その出入口の部分に車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所が1以上設けられている場合

イ 不特定多数利用機械式駐車場及び当該不特定多数利用機械式駐車場以外の不特定多数利用駐車場を設ける場合であつて、次に掲げる基準に適合する場合

(ア) 当該不特定多数利用機械式駐車場の出入口の部分に車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所が1以上設けられること。

(イ) 当該不特定多数利用機械式駐車場に設ける駐車施設の数（当該不特定多数利用機械式駐車場を2以上設ける場合にあっては、当該不特定多数利用機械式駐車場に設ける駐車施設の総数）及び当該不特定多数利用駐車場に設ける車椅子使用者用駐車施設の数（当該不特定多数利用駐車場を2以上設ける場合にあっては、当該不特定多数利用駐車場に設ける車椅子使用者用駐車施設の総数）の合計数が(1)ア又はイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ(1)ア又はイに定める数以上であること。

ウ 改修を行う場合であつて、次の（ア）又は（イ）に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ（ア）又は（イ）に定める数以

上の車椅子使用者用駐車施設を不特定多数利用駐車場に設ける場合

(ア) 当該改修に係る部分に不特定多数利用駐車場を設ける場合 次の i 又は ii に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ i 又は ii に定める数

i 当該改修に係る部分に設ける不特定多数利用駐車場に設ける駐車施設の数（当該改修に係る部分に不特定多数利用駐車場を2以上設ける場合にあっては、当該不特定多数利用駐車場に設ける駐車施設の総数。以下この項において同じ。）が200以下の場合 当該駐車施設の数に50分の1を乗じて得た数（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）

ii 当該改修に係る部分に設ける不特定多数利用駐車場に設ける駐車施設の数が200を超える場合 当該駐車施設の数に100分の1を乗じて得た数（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）に2を加えた数

(イ) 当該改修に係る部分に不特定多数利用駐車場を設けない場合 1

(3) 車椅子使用者用駐車施設は、次に掲げるものでなければならない。

ア 幅は、350センチメートル以上とすること。

イ 当該車椅子使用者用駐車施設から利用居室（設けないときは、道等。**(4)**において同じ。）までの経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること。

(4) 不特定多数利用駐車場に車椅子使用者用駐車施設を設ける場合には、当該車椅子使用者用駐車施設又はその付近に、当該車椅子使用者用駐車施設から利用居室までの経路についての誘導表示を設けなければならない。

(2) 車椅子使用者用駐車施設は、次に掲げるものでなければならない。

ア 幅は、350センチメートル以上とすること。

イ 当該車椅子使用者用駐車施設から利用居室（設けないときは、道等。**(3)**において同じ。）までの経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること。

(3) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場に車椅子使用者用駐車施設を設ける場合には、当該車椅子使用者用駐車施設又はその付近に、当該車椅子使用者用駐車施設から利用居室までの経路についての誘導表示を設けなければならない。

【別記4】

別表第5 建築物（共同住宅等に限る。）に関する遵守基準（特定都市施設）（第4条関係）

新		現行
整備項目	遵守基準	遵守基準
8 便所	<p>(1) 多数の者が利用する便所は、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>ア 多数の者が利用する便所の数は、多数の者が利用する階（次に掲げる階を除く。）の階数に相当する数以上を設けるものでなければならない。</p> <p>(ア) 直接地上へ通ずる出入口がある階であって、多数の者が利用する便所を1以上設ける施設が同一敷地内の当該出入口に近接する位置にあるもの</p> <p>(イ) 多数の者が利用する部分の床面積が著しく小さい階、多数の者の滞在時間が短い階、その他の建築物の管理運営上多数の者が利用する便所を設けないことがやむを得ないと認められる階</p> <p>イ 多数の者が利用する便所の配置基準は、特定の階に偏ることなく設けることその他の多数の者が利用する上で支障がない位置に設けることとする。</p> <p>ウ 多数の者が利用する便所の床の表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>(2) 多数の者が利用する便所を設ける場合には、当該便所のうち1以上に、車椅子使用者用便房を1以上（当該車椅子使用者用便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれ1以上）設けなければならない。</p> <p>(3) (1)の規定により多数の者が利用する便所を設ける階（以下の項において「便所設置階」という。）においては、当該便所のうち1以上（アに規定する場合にあっては、アに定める数以</p>	<p>(1) 多数の者が利用する便所を設ける場合には、床の表面を粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>(2) (1)の便所のうち1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）は、次に掲げるものとすること。</p>

上) に、車椅子使用者用便房を1以上（当該車椅子使用者用便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれ1以上）設けなければならない。ただし、車椅子使用者が車椅子使用者用便房を利用する上で支障がないものとしてイに規定する場合に該当するときは、この限りでない。

ア 当該階の床面積が1万平方メートルを超える場合にあっては、次の（ア）又は（イ）に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ（ア）又は（イ）に定める数。ただし、当該数が便所設置階に設ける多数の者が利用する便所（車椅子使用者用便房のみを設けるものを除く。）の数を超える場合にあっては、当該多数の者が利用する便所の数とする。

(ア) 便所設置階の床面積が1万平方メートルを超え、4万平方メートル以下の場合 2

(イ) 便所設置階の床面積が4万平方メートルを超える場合
当該床面積に相当する数に2万分の1を乗じて得た数（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）

イ 車椅子使用者が車椅子使用者用便房を利用する上で支障がない場合は、次のいずれかに該当する場合とする。

(ア) 便所設置階が直接地上へ通ずる出入口がある階であり、かつ、車椅子使用者用便房を1以上（当該車椅子使用者用便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれ1以上）設ける施設が同一敷地内の当該出入口に近接する位置にある場合

(イ) 便所設置階の多数の者が利用する便所に設けるべき車椅子使用者用便房の全部又は一部を、当該便所設置階以外の便所設置階の多数の者が利用する便所に設ける場合

(ウ) 次の i 又は ii に掲げる便所設置階の区分に応じ、それぞれ i 又は ii に定める場合
i 男子用の多数の者が利用する便所のみを設ける便所設

置階 当該多数の者が利用する便所のうち1以上（当該便所設置階の床面積が1万平方メートルを超える場合にあっては、ア（ア）又は（イ）に掲げる場合の区分に応じ、それぞれア（ア）又は（イ）に定める数以上）に、男子用の車椅子使用者用便房を1以上設ける場合

ii 女子用の多数の者が利用する便所のみを設ける便所設置階 当該多数の者が利用する便所のうち1以上（当該便所設置階の床面積が1万平方メートルを超える場合にあっては、ア（ア）又は（イ）に掲げる場合の区分に応じ、それぞれア（ア）又は（イ）に定める数以上）に、女子用の車椅子使用者用便房を1以上設ける場合

(エ) 床面積が1,000平方メートル未満の便所設置階を有する建築物に、床面積が1,000平方メートル未満の階の床面積の合計に1,000分の1を乗じて得た数（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた数）（1,000平方メートル未満の便所設置階（車椅子使用者用便房のみを設ける多数の者が利用する便所のみを設けるものを除く。）の階数に相当する数を超える場合にあっては、当該階数に相当する数）に(3)本文の規定により床面積が1,000平方メートル以上の便所設置階に設けるべき車椅子使用者用便房の数を加えた数（イ（ア）に規定する施設がイ（ア）に規定する位置にある場合にあっては、当該数から当該施設に設ける車椅子使用者用便房（当該車椅子使用者用便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれの車椅子使用者用便房）の数を差し引いた数）以上の車椅子使用者用便房（当該車椅子使用者用便房（男子用の多数の者が利用する便所及び女子用の多数の者が利用する便所を設ける階に設けるものに限る。）に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれの車椅子使用者用便房）を設ける場合

	<p>ウ 車椅子使用者用便房は、次に掲げる構造のものとする。</p> <p>(ア) 腰掛便座、手すり等が適切に配置されていること。</p> <p>(イ) 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。</p> <p>(4) (2)及び(3)に定めるもののほか、(1)の規定により設ける多数の者が利用する便所のうち1以上には、高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便房を1以上（当該便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれ1以上）設けなければならない。</p> <p>(5) (2)から(4)までに定めるもののほか、(1)の規定により設ける多数の者が利用する便所であって、男子用小便器を設けるものうち1以上には、床置式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器を1以上設けなければならない。</p>	<p>ア 次に掲げる構造の車椅子使用者用便房を1以上設けること。</p> <p>(ア) 腰掛け便座、手すり等が適切に配置されていること。</p> <p>(イ) 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。</p> <p>イ 高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便房を1以上設けること。</p>
11 駐車場	<p>(1) 多数の者が利用する駐車場には、次のア又はイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数以上の車椅子使用者用駐車施設を設けなければならない。</p> <p>ア 当該駐車場に設ける駐車施設の数（当該駐車場を2以上設ける場合にあっては、当該駐車場に設ける駐車施設の総数。イにおいて同じ。）が200以下の場合 当該駐車施設の数に50分の1を乗じて得た数（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）</p> <p>イ 当該駐車場に設ける駐車施設の数が200を超える場合 当該駐車施設の数に100分の1を乗じて得た数（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）に2を加えた数</p> <p>(2) (1)の規定は、車椅子使用者が駐車場を利用する上で支障がないものとして次に掲げる場合に該当するときは、適用しない。</p> <p>ア 多数利用機械式駐車場であり、かつ、その出入口の部分に車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所が</p>	<p>(3) 多数の者が利用する小便器がある便所を設ける場合には、そのうち1以上に、床置式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器を1以上設けなければならない。</p> <p>11 駐車場 (1) 多数の者が利用する駐車場を設ける場合には、そのうち1以上に車椅子使用者用駐車施設を1以上設けなければならない。</p>

1以上設けられている場合

イ 多数利用機械式駐車場及び当該多数利用機械式駐車場以外の多数の者が利用する駐車場を設ける場合であって、次に掲げる基準に適合する場合

(ア) 当該多数利用機械式駐車場の出入口の部分に車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所が1以上設けられていること。

(イ) 当該多数利用機械式駐車場に設ける駐車施設の数（当該多数利用機械式駐車場を2以上設ける場合にあっては、当該多数利用機械式駐車場に設ける駐車施設の総数）及び当該多数の者が利用する駐車場に設ける車椅子使用者用駐車施設の数（当該多数の者が利用する駐車場を2以上設ける場合にあっては、当該多数の者が利用する駐車場に設ける車椅子使用者用駐車施設の総数）の合計数が(1)ア又はイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ(1)ア又はイに定める数以上であること。

ウ 改修を行う場合であって、次の（ア）又は（イ）に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ（ア）又は（イ）に定める数以上の車椅子使用者用駐車施設を多数の者が利用する駐車場に設ける場合

(ア) 当該改修に係る部分に多数の者が利用する駐車場を設ける場合 次の i 又は ii に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ i 又は ii に定める数

i 当該改修に係る部分に設ける多数の者が利用する駐車場に設ける駐車施設の数（当該改修に係る部分に多数の者が利用する駐車場を2以上設ける場合にあっては、当該多数の者が利用する駐車場に設ける駐車施設の総数。以下この項において同じ。）が200以下の場合 当該駐車施設の数に50分の1を乗じて得た数（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）

ii 当該改修に係る部分に設ける多数の者が利用する駐車場に設ける駐車施設の数が200を超える場合 当該駐車施設の数に100分の1を乗じて得た数（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）に2を加えた数

(イ) 当該改修に係る部分に多数の者が利用する駐車場を設けない場合 1

(3) 車椅子使用者用駐車施設は、次に掲げるものでなければならない。

ア 幅は、350センチメートル以上とすること。

イ 当該車椅子使用者用駐車施設から**多数利用居室等**（設けないときは、道等。**(4)**において同じ。）までの経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること。

(4) 数多の者が利用する駐車場に車椅子使用者用駐車施設を設ける場合には、当該車椅子使用者用駐車施設又はその付近に、当該車椅子使用者用駐車施設から**多数利用居室等**までの経路についての誘導表示を設けなければならない。

(2) 車椅子使用者用駐車施設は、次に掲げるものでなければならない。

ア 幅は、350センチメートル以上とすること。

イ 当該車椅子使用者用駐車施設から**利用居室**（設けないときは、道等。**(3)**において同じ。）までの経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること。

(3) 数多の者が利用する駐車場に車椅子使用者用駐車施設を設ける場合には、当該車椅子使用者用駐車施設又はその付近に、当該車椅子使用者用駐車施設から**利用居室**までの経路についての誘導表示を設けなければならない。

【別記5】

別表第8 公園に関する整備基準等(第4条関係)

新		現行
整備項目	遵守基準	遵守基準
10 便所	(1)から(4)まで 略 (5) 介助用ベッド その他の着替えをすることができる設備を設け、当該便所の出入口には、その旨の表示を行うこと。	(1)から(4)まで 略 (5) 大型ベッド その他の着替えをすることができる設備を設け、当該便所の出入口には、その旨の表示を行うこと。

【別記6】

別表第9 公共交通施設に関する整備基準等(第4条関係)

1 公共交通施設

新		現行	
整備項目	遵守基準	整備項目	遵守基準
11 車椅子使用者用便房	<p>不特定かつ多数の者が利用する便所を設ける場合は、車椅子使用者用便房又は車椅子使用者用便房を有する便所を1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)設けることとし、当該便所は、前の項に定めるもののほか、次に掲げる構造とすること。</p> <p>(1)から(7)まで 略</p> <p>(8) <u>介助用ベッド</u>その他の着替えをすることができる設備を設け、当該便所の出入口には、その旨の表示を行うこと。</p>	11 車椅子使用者用便房	<p>不特定かつ多数の者が利用する便所を設ける場合は、車椅子使用者用便房又は車椅子使用者用便房を有する便所を1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)設けることとし、当該便所は、前の項に定めるもののほか、次に掲げる構造とすること。</p> <p>(1)から(7)まで 略</p> <p>(8) <u>大型ベッド</u>その他の着替えをすることができる設備を設け、当該便所の出入口には、その旨の表示を行うこと。</p>